

令和5年度4月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和5年4月10日(月)

召集場所 西伯郡伯耆町吉長49番地 岸本公民館2階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 11名

事務局 3名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和5年度第1回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、6番 内藤委員・7番 亀山委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】
加川議長	報告第1号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第1号の1の朗読
加川議長	皆様の方から報告第1号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第1号、報告させていただきます。
	【報告第2号 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について】
加川議長	報告第2号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第2号の1の朗読
加川議長	皆様の方から報告第2号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第2号、報告させていただきます。
	【報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
加川議長	報告第3号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第3号の1～3の朗読
加川議長	皆様の方から報告第3号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第3号、報告させていただきます。
	【報告第4号 農地法第5条許可申請取下願について】
加川議長	報告第4号、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第4号の1の朗読
加川議長	皆様の方から報告第4号について、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、報告第4号、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第1号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしく

	お願いします。第1番～2番
事務局長	議案第1号1番～2番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして内藤委員説明をよろしく願 いいたします。
内藤委員	3月27日に、木村委員と永見委員と、事務局、申請者の方とともに現地を確認させて いただきました。 現地はもともと水田だったようです。棚田の形状でなんとなく形はわかります。 その後、私の記憶によると芝を作っておられましたが、芝の耕作も止められており、そ の後ずっと手付かずだったので、茅とかが生えてジャングルのような状況になっていま す。審議のほどよろしく願います。
加川議長	木村委員、何か補足説明ありますでしょうか。
木村委員	ありません。
加川議長	永見委員、何か補足説明ありますでしょうか。
永見委員	ありません。
加川議長	補足説明がないようですので、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
福島委員	事務局の方にお聞きしますが、米金井出は昔から何十年も続いた井出だと思えますが、 この維持・管理と申しますか、何もしないと、富江周りの水田がダメになると思うので すが、今は全然水が来ない状態ですか。
事務局長	米金井出はかなり昔に、もう話がついています。とんでもない費用がかかるというこ とで、地元も放棄されています。
加川議長	その他に何かご質問がありますか。
加川議長	特に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第1号の1番は承認されました。
加川議長	次2番の案件につきまして、中曾委員、説明をお願いします。
中曾委員	3月27日に妹尾委員、宅野委員、申請者の方と事務局の方とで、現地確認をしました。 ここは、三代か四代前の100年ぐらい前に、この敷地の中央に諸木方面の佐野川が通 っています。それを付け替えられてそこを一带の敷地として、この3筆に家が建てられ たということです。古くから宅地となっていて、何代もたつということで、原状のよう に復旧するのは困難だということです。それからまた隣地の所ですが、これも長年牛舎 等として利用されていて、もう何十年も経つということで、農地に復旧するのは困難で すので、ここは雑種地ということです。 審議のほどよろしく願います。
加川議長	2番の案件につきまして、妹尾委員・宅野委員から何か補足説明等ありますでしょうか。
妹尾委員	ありません。
宅野委員	ありません。
加川議長	1号の2番の案件につきまして、補足説明がないようですので、皆様の方から何か質問 等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

	この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第1号の2番は承認されました。
加川議長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、事務局より説明を よろしくをお願いします。第1番～2番
事務局長	議案第2号1番～2番の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1番の案件につきまして畑委員説明をよろしくお願 いいたします。
畑委員	議案第2号1番につきまして、3月30日に、福島委員、池口委員と事務局とで現地確 認をしました。無償贈与ということです。 何ら問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	立会された委員の方から、何か補足説明ありますでしょうか。
加川議長	補足説明がないようですので、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第2号の1番は承認されました。
加川議長	2号の2番の案件につきまして、野坂委員説明をお願いします。
事務局	2号の2番の案件につきましては、事務局の方から説明をさせていただきます。 さきほど取り下げがあった分ですが、県の方と協議をしましたところ、駐車場として、 277平方メートルというのは多過ぎるということで、許可できないという話がありま した。 譲受人の方としては、息子さんの宅地として確保しておきたいということでしたが、第 5条として今すぐ計画がない所には許可ができないということです。 とりあえずは家庭菜園的なことで活用したいということです。 現地の方は、前回の第5条の申請が出た時に、関係者の方に確認していただいていた ので、それを条件的には金額は全く同額ですが、ひとまず確保して、息子さんが家を 建てるまでは、農地として活用したいということです。 4月から下限面積が無くなりましたので、この面積でも問題がないということです。農 地として取得するのであれば、県としては何もいうことはないということでしたので、 第3条の方に切り替えて申請というふうに、事務局の方で県と相談してさせていた だきました。よろしくお願いいたします。
加川議長	2号の2番の案件につきまして、そういうことですので、皆様ご承知おき下さい。 皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
畑委員	今の説明ですと、家庭菜園的なものをされるということでしたら、いずれ駐車場にされ る時に、農業委員としては困ります。
事務局	改めて、第4条申請をその時に出していただくように考えています。
畑委員	了解しました。
事務局	農地を自分で持っているので、その時は第4条申請で転用するということにしていま す。土地改良区の決済金等はもう支払われていますので、それはそのままということで、

	対応したいというふうに考えています。
野坂委員	ちょっとわからないのは、地目が『田』になっていますが、『田』で水利の関係は、決済金を払ってあるから、畑にならないのでしょうか。
事務局	転用の決済金を払っておられるので、そのあたりがどうなるのかということはありませんが、地目変更という届け出をしていただければ、『畑』に地目変更はできます。
野坂委員	所有権を移し終わったら、畑で使うと言われてるわけですから。
事務局	米を作られる気はないようです。 農地の関係でいうと、『田』から『畑』にということであれば、問題は決済金を払っているということは、本当は農地ではないはずで、のちのちのことで、今お金を返してくれば、そういうことはせずに、いったん第3条で所有権を移しておこうということですので、地目の変更の希望があれば、転換届を出していただければよいと思います。
加川議長	その他に何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第2号の2番は承認されました。
加川議長	続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号の朗読 今回は加川会長に関する案件がありますので、その時は亀山委員に議長代理をお願いします。これを最初に審議してから、その他の案件を審議したいと思いますので、よろしくお願いたします。 議案第3号-1 加川賢明の農用地利用配分計画に関する案件、資料番号21,22 朗読 議案第3号-2 その他の者による農用地利用配分計画に関する案件、朗読 最初に加川会長の案件を審議したいと思います。
加川会長	議長を亀山委員と交代します。
亀山職務代理	21番、22番の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
亀山職務代理	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山職務代理	全員賛成、議案第2号-1、資料番号21、22番は承認されました。
亀山職務代理	議長を交代します。
事務局	その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積計画に関する案件の審議をいたします。
加川議長	その他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。8番以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第3号-2は承認されました。
加川議長	以上で、議案第3号-2は全て承認されました。
加川議長	議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議に事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議についてですが、中間管理機構の事業です。審議を行っていきたいと思います。</p> <p>これが今年の新しい法律により、中間管理事業がこのような形になりました。</p> <p>2年間は猶予期間がありますので、農業経営基盤強化促進法での利用権設定が出来ますが、基本的には今年4月からは、中間管理機構と耕作者・農地の所有者、この三者契約での実施になりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今回も農事組合法人伯耆の郷に関する案件がありますので、その時は亀山委員に議長代理をお願いします。</p> <p>議案第4号-1 農事組合法人伯耆の郷の農用地利用集積等促進計画に関する案件、資料番号2朗読</p> <p>議案第4号-2 その他の者による農用地利用集積等促進計画に関する案件、朗読最初に伯耆の郷の案件を審議したいと思います。</p>
加川会長	議長を亀山委員と交代します。
亀山職務代理	2番の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
亀山職務代理	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
亀山職務代理	全員賛成、議案第4号-1、資料番号2番は承認されました。
亀山職務代理	議長を交代します。
事務局長	その他の者による上記の資料番号以外の農用地利用集積等促進計画(案)に関する案件の審議をいたします。
加川議長	その他の者の案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。2番以外の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第4号-2は承認されました。
加川議長	以上で、議案第4号-2は全て承認されました。
加川議長	議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてです。</p> <p>農業委員会の状況につきましては、令和2年7月20日に任命・委嘱をしたところですが、現在最適化推進委員が1名定数から外れているということで、合計11名です。</p> <p>農地・農家の概要につきましては、直近の農林業センサスの数値ということです。</p> <p>最適化活動の成果・目標です。管内の農地面積1,630ヘクタール、これまでの集積面積が564ヘクタール、集積率が34.6パーセントです。目標は40パーセントを目指していますので、またご協力をお願いします。</p> <p>遊休農地の解消ですが、1号遊休農地面積が24ヘクタール、うち緑区分が12、うち黄色区分が12となっています。高齢化による後継者不足、イノシシ等の獣害被害により、作付けが困難な農地が増加しているということです。</p> <p>目標ですが、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休面積が11ヘクタール、緑区分の解消目標が2ヘクタールというようにしています。黄色区分の遊休農地の解消につきましては、遊休農地となっている農地の継続調査および指導を行うということで</p>

計画をしています。新規発生の遊休農地の解消で、4ヘクタールを見込んでいます。新規参入の促進です。数字につきましては、記載のとおりですが、産業課の農林室が中心となって、新規参入の方の補助を行っています。

最適化活動の活動目標ですが、一人当たりの活動目標は昨年同様月7日です。集計は来月皆様にお渡ししますが、目標は達成出来ておりません。それぞれの方に個別のものを送らせていただきます。よく確認をしていただきたいと思います。

強化月間ということで、農地の担い手へのマッチングということです。

これは利用権設定等が中間管理事業等の農家と土地所有者とのマッチングを農業委員さんにしていただく強化月間を3ヶ月設けていますが、これについては、事務局と、皆様にいろいろ説明しながら進めてまいりたいと思います。

新規参入相談会の目標ですが、4回としていますが、なかなか新規参入相談会に農業委員の方が出て、伯耆町の相談があるかどうかもわからないのに、そこでお待ちいただくわけにはいきません。これにつきましては、産業課農林室が行います、新規就農者の経営状況の検討会というのがあります。国の補助金とか出していますので、現地調査とか、そういったことをしています。そこに必ず農業委員会の会長に出席していただいています。それをこの実績に充てさせていただいています。今年度につきましても、そうしたことで、会長が出席される新規参入者の現地検討会、これをこの実績に充てさせていただきたいと思います。

説明は、以上です。

加川議長	今の説明につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
井上委員	3ページ目の2の最適化活動の活動目標というのが、一人当たりの活動目標が月7日という設定になっていますが、さきほどの事務局長の説明によりますと、目標を達成出来ていないということですが、この目標を下げるということは出来ないのでしょうか。目標をたとえば、月5日にするというわけにはいきませんか。
事務局長	県の説明で、月7日という数字が最初に出てきましたので、そのようにさせていただいています。
井上委員	最初は月8日を達成して下さいということでした。
事務局長	月に7日でもいいです。これは平均月7日ということです。
加川議長	よろしいでしょうか。
井上委員	はい、わかりました。
加川議長	その他に、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	ご意見等がなければ採決に入りたいと思います。この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	賛成多数、議案第5号は承認されました。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局長	その他につきまして、皆様にお知らせします。

さきほど事務局から若干説明がありました。『農地法第3条の下限面積の撤廃』が、この4月1日からされています。農地の取得をされる場合に、従来ですと、伯耆町はほぼ50アールという条件がありました。一部30アールというのもありましたが。この下限面積がこの4月か無くなりましたので、より一層宅地化するために、とりあえず購入しておくという案件が出てくる可能性もあるということです。ご注意ください。

お配りしています資料についてですが、集落営農組織の担い手の支援ということで、県と国の資料を置かせていただいています。これは農業委員会が昨年の10月に町議会と懇談会を行った際に、農業委員さんの方から法人も含めた集落営農組織のオペレーターの方等が高齢化しており、なかなか後継者がいないという課題があるという話をされました。町の3月議会で、細田委員が一般質問をされました。それに対して、町の方としては、今ある国とか県の支援事業を説明していますし、そうした中で、農業委員の皆様にもそういったことを知っておいてほしいということでしたので、そのコピーを配らせていただきました。

基本的には、法人が雇うオペレーターの方がアルバイトでもいいのですが、就農を目指していないといけないというのが第一条件です。

ですから、他で就労している方にこの時期だけ来て一時的に手伝ってもらっているような方に対しては、支援はありません。それが出来るというような方策もありませんので、必ず農業をするということを目指している方を雇用する場合は、その法人に対して、月5万円の支援がありますので、そのような相談があった場合には、そのようにお伝えしたいと思います。これから忙しくなって見る時間もなくて大変ですが、また一応目を通していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと最後ですが、手元に農業委員の募集を、本日、岸本地域は農事実行組合長、溝口地域は区長宛てにそれぞれその文書を送っています。

それぞれ地域の中でいろいろ話があると思いますが、一応農業委員さんもそれをご承知いただきたいということで、お配りさせていただきましたので、また中身を確認しておいていただきたいと思います。女性農業委員さんが1名でもと思っていますので、ご協力の方をまたよろしく願いいたします。

説明は、以上です。

加川議長	皆様方から何かありますか。
畑委員	委員の募集については、10日付でもう発送されたのですか。
事務局長	今日の区長便で発送しています。
畑委員	募集期間はいつからですか。
事務局長	募集期間は4月12日からです。 内容は、前回とほぼいっしょです。
加川議長	皆様方からその他に何かご質問ありますか。
加川議長	ないようですので、次回の定例会は、5月12日金曜日、午前9時30分から農村環境改善センター2階の大会議室で行いたいと思います。
加川議長	以上をもちまして、第1回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時分10分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

6番 内藤 陽博

7番 後山 英登